

## 【第3回補足説明】

1. 今後の検討課題として、水量区分を 60m<sup>3</sup> で分ける、あるいはこれを判断するための客観的な資料が必要との意見があった。参考として 21～100m<sup>3</sup> で使用水量別の世帯構成を調べた結果は、資料 P2のとおりである。
  - 使用水量が多くなるほど子供(18歳以下)のいる世帯の占める割合は増えるが、51～60m<sup>3</sup> では 4 割弱にとどまり、子供のいない世帯の方が 6 割超で多くを占める。
  - 51～60m<sup>3</sup> で子供のいる世帯についても、親子だけの核家族より、同居者のいる同居家族の方が多い。
  - 61～100m<sup>3</sup> では子供のいる世帯の方が若干多いが、このうち同居家族が圧倒的多数を占める。
  - 子供のいる核家族が一番多いのは 31～40m<sup>3</sup> であるが、いずれの使用水量でも全体に占める割合はあまり高くない。
  
2. 改定案4(平均改定率:5.8%)では、60m<sup>3</sup> の使用料が 1 万円超となるなど、水量の多い方から不満があると思われるので、50m<sup>3</sup> 以上でさらに抑制するように要望があった。改定案4をもとに検討した参考例は、資料 P3 のとおりである。
  - 改定案4と比べ、参考①は基本使用料を 22 円引上げ、21～40m<sup>3</sup> の超過使用料を 4.2 円引き下げている。(平均改定率:5.5%)
  - 使用料の引上げ額は、改定案4の基本使用料 292 円～最大 712 円に対して、参考①では基本使用料 314 円～最大 650 円で、40m<sup>3</sup> 以上では 62 円の抑制となる。
  
3. 改定による経営改善効果は、使用者の負担に配慮して、適当ではないかと考えられる。
  - 改定案4の場合、汚水処理費との格差は 3 箇年の間で 1 割程度の改善にとどまり、依然として残る収入不足を市の負担で補填しなければならない。
  - 市繰入金公費負担分も含めて 9 億円弱で推移し、一般会計を圧迫する状況が当面続く。今後も、市の負担をできるだけ抑制するよう努めなければならない。
  
4. 下水道の普及率は平成 20 年度末で約 47%であり、引き続き未整備地区の解消に努めることが第一の責務だと考えている。
  - 渡地区、外江地区などでは、当面、下水道が整備できないと想定され、すでに整備された区域と比べて様々な差異があるのが現状である。